

世界遺産条約と世界遺産をめぐる動向

2007年10月6日 宇吹 暁 (広島女学院大学)

I 世界遺産条約

条約の正式名称

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage

成立の背景

1. エジプト・ヌビア遺跡群の救済問題

2. 国連人間環境会議 (1972年、ストックホルム) = 「危機に瀕する環境に対し、国家を越えて保全の責任がある」という認識の広まり。

成立へ向けて二つの動き

ユネスコの専門家による「普遍的価値を有する記念工作物、建造物および遺跡 国際的保護」に関する条約の草稿の提案。

国際自然保護連合 (IUCN) の専門家による「世界遺産の保護のための条約」の準備。

ユネスコの特別作業部会と国連人間環境会議委員会が、上記二つの条約案を、一つの条約案としての立案。

国際自然保護連合 (IUCN)

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources

1948年、ユネスコやフランス政府、スイス自然保護連盟などの呼びかけで発足。

自然環境保全に関する非政府国際組織。

自然遺産の評価、調査の面で世界遺産委員会に協力。

成立以後の経緯 (年表)

1972年11月21日 第17回ユネスコ総会で採択

1975年12月16日 20カ国が批准し、条約が発効。

1976年 加盟国の第1回総会。世界遺産委員会を選出。

世界遺産条約関係 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/index.html>

世界遺産加盟国・保有国

世界遺産条約加盟国数 184カ国 (2006年10月現在) (日本は1992年。125番目)

世界遺産保有国数 141カ国、持たない国 43

文化遺産の定義 (第1条)

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人工の所産 (自然と結合したものを含む。) 及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

自然遺産の定義 (第2条)

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として

区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

世界遺産条約・履行のための作業指針 <http://whc.unesco.org/archive/out/opgu77.htm>

世界遺産委員会作成（1977年）文化遺産・自然遺産の登録基準

文化遺産＝6分類

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えたもの。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示すもの。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体や景観の見本。
- (v) ある文化を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の例。特に歴史の流れでその存続が危うくなっている場合。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があるもの。

自然遺産＝4分類

- (i) 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地質学的過程、あるいは重要な地形学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例。
- (ii) 陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系、動植物群集の進化や発展において、重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例。
- (iii) 類例を見ない自然美および美的要素をもった自然現象や地域。
- (iv) 学術上、あるいは保全上の観点から、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、もっとも重要な自然の生息地。

複合遺産＝文化遺産＋自然遺産

世界遺産条約・履行のための作業指針(2005年2月2日改定)

登録基準 10分類

＝文化基準はそのまま。自然遺産は (i) ⇒ (viii)、(ii) ⇒ (ix)、(iii) ⇒ (vii)、(iv) ⇒ (x)。

<http://whc.unesco.org/archive/opguide05-en.pdf> <資料1>

世界遺産の認定（第3条）

前二条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。 <他国が推薦することはできない>

特殊例：「エルサレム旧市街とその城壁」エルサレム（ヨルダンによる申請）

国内的及び国際的保護(第4～7条)

遺産の保護・保存・整備活用・伝承は、締約国に課された義務。(第4条)

締約国は、他の締約国の領域内に存在する遺産を、直接又は間接に損傷するおそれがある措置を、故意にとらないことを約束する。(第6条)

<平山郁夫の提言「朝日新聞」2001年4月2日>

世界遺産委員会（第8～14条）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会。事務局：パリ。

世界の異なる地域及び文化が衡平に代表されることを確保

21カ国の代表で構成。ユネスコ総会と連動して開催される世界遺産条約加盟国会議で選出。

顧問：3機関の代表各一人が、顧問の資格で出席。

世界遺産委員会の顧問

文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ICROM) : International Center for the Study of

Preservation and Restoration of Cultural Property (通称：ローマセンター) = 1959年に発足した政府間機関。

国際記念物遺跡会議(ICOMOS) : International Council on Monuments and Sites = 1965年に設立された非政府国際機関。人類の遺跡や建造物の保存を目的とする。世界遺産委員会に推薦された文化遺産について、専門的評価・調査を行う。

<http://www.icomos.org/studies/>

ICOMOS THEMATIC STUDIES FOR THE WORLD HERITAGE CONVENTION

[The International Canal Monuments](#) (1996) 、 [Context for World Heritage Bridges](#) (1997)

[Potential Fossil Hominid Sites for Inscription on the World Heritage List](#) (1997)

[The Urban Architectural Heritage of Latin America](#) (1998) 、 [Railways as World Heritage Sites](#) (1999) 、 [Les Théâtres et les Amphithéâtres antiques](#) (1999)

[Les villages ouvriers comme éléments du patrimoine de l'industrie](#) (2001)

[Southern African Rock-Art Sites](#) (2002) 、 [L'Art rupestre](#) (2002) 、 [The International Collieries Study](#) (2003) 、 [Les Monastres orthodoxes dans les balkans](#) (2003) 、 [Les paysages culturels viticoles](#) (2004) 、 [Rock Art of Latin America and the Caribbean](#) (2006)

国際自然保護連合(IUCN) : 前掲。

世界遺産一覧表 (第11条)

1 締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとはみなされないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。

2 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第一条及び第二条に規定する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも二年に一回配布される。

3 世界遺産一覧表に物件を記載するに当たっては、当該国の同意を必要とする。二以上の国が主権又は管轄権を主張している領域内に存在する物件を記載することは、その紛争の当事国の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

暫定リスト Tentative List

- ◇ 各国が5年～10年以内に世界遺産リスト登録のために推薦しようとする遺産についてリストを提出。
- ◇ 文化遺産については、暫定リストに載っていない物件は、推薦できない。
- ◇ 世界遺産リストに十分登録されていない新たな分野に焦点をあてる。
- ◇ 資産の価値を厳格に捉え、世界遺産の不均衡是正の対策として登録数の多い国は推薦を自粛する。
- ◇ 推薦国政府は保護に対してその持てる限りの手段で全力を注いでいることの証明を示す。

暫定リスト <http://whc.unesco.org/en/tentativelists/>

* 184カ国のうち158カ国が申請。計1392件。

* 暫定遺産の多い国 = イタリア 72件、アメリカ 72件、中国 60件、
フランス 38件、メキシコ 34件、エジプト 30件

[世界遺産数順位](#)

世界遺産一覧表 <http://whc.unesco.org/en/list/>

* 登録数 851件 (2007年7月現在)。

* 登録数の多い国 = イタリア 41、スペイン 40、中国 35、ドイツ 32件。

危機遺産 (第11条) World Heritage List In Danger 30件

4 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であつ

て、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積りを含むものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、重大かつ特別な危険にさらされているもののみを記載することができる。このような危険には、急速に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更に起因する破壊、原因が不明である大規模な変化、理由のいかんを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異変、大火、地震及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。

<http://whc.unesco.org/en/danger/>

<資料3>

世界遺産基金（第15～18条）

加盟国のユネスコへの分担金の1%の額の拠出金。各国政府からの任意拠出金。民間団体・個人からの寄付。2006～2007年＝690万751USドル（約8億円）。

国際援助（第19～26条）

いかなる締約国も「遺産のために」国際的援助を要請することができる。（第19条）

教育事業計画（第27～28条）

自国民が遺産を評価し尊重するよう努める（第27条）

報告義務（第29条）最終条項（第30～38条）

用語

コアゾーン・バッファゾーン

核心地域（コアゾーン Core Zone）＝遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域

緩衝地帯（バッファゾーン Buffer Zone）＝遺産保護のためにその遺産の周囲に設けられる利用制限区域。

文化遺産登録への条件

世界遺産条約第11条「5 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産を構成する物件が2及び4に規定するいずれかの一覧表に記載されるための基準(criteria)を定める。」

◇ 6つの評価基準

◇ B.1 真正さの基準 (test of authenticity) B.2 適切な保護措置と管理体制

真正さの基準 (test of authenticity)

◇ 意匠、材料、工法、環境がオリジナルな状態を保っているかどうか。

◇ 復元は、推測を全く含まず、オリジナルに関する完璧・詳細な文書に基づく場合にのみ認められる。

◇ 真正さは、文化遺産の多様性に依拠して判断されるべき。

◇ cf.「月刊文化財」1995年2月号

2カ国以上にまたがる遺産＝19件

2005年 シュトゥルーヴェの三角点アーチ観測地点群 10か国 C(ii)(iv)(vi)

経線の正確な測量に使用された三角測量地点群。ドイツ系ロシア人の天文学者のヴィルヘルム・シュトゥルーヴェ（1793～1864年 ドルパト大学天文学教授兼同天文台長）を中心に、1816年～1855年の約40年の歳月をかけて設定、地球の形や大きさを調査するのに使用。

ノルウェー4 points、スウェーデン4、フィンランド6、ロシア2、エストニア3、ラトビア2、リトアニア3、ベラルーシ5、モルドバ1、ウクライナ4

Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)

[Description](#) [Documents](#) [Gallery](#)

Brief Description



The Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome) was the only structure left standing in the area where the first atomic bomb exploded on 6 August 1945. Through the efforts of many people, including those of the city of Hiroshima, it has been preserved in the same state as

immediately after the bombing. Not only is it a stark and powerful symbol of the most destructive force ever created by humankind; it also expresses the hope for world peace and the ultimate elimination of all nuclear weapons.

Justification for Inscription

The Committee decided to inscribe the Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome) on the World Heritage List, exceptionally on the basis of cultural criterion (vi).

Links

[The City of Hiroshima](#)

文化庁ホームページ「文化遺産オンライン」 http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_05.html

原爆ドーム(世界遺産登録年:1996年)

原爆ドームは広島県の物産の改良増進を図り、産業の発展に貢献する目的で、大正4年4月に建設された広島県物産陳列館で、チェコの建築家ヤン・レツルが設計したものです。北方の中国山地から広島湾へと流れる太田川が形成したデルタ上、太田川(本川)と元安川の分岐する地点が建設場所選ばれ、その河岸約2,310平方メートルを埋め立て、旧広島藩の米倉と民有地を整地して加え、全体で約3,200平方メートルを敷地として使用していたといわれます。

建物は、煉瓦と鉄筋コンクリートで作られた3階建てで、正面中央階段室を5階建てドームとし、一部に地階を有していました。屋根のドーム部分は銅板葺、そのほかはスレート葺とし、ドーム先端までの高さはおよそ25メートル、建築面積はおよそ1,002平方メートルでした。また、噴水池をもつ洋風庭園や、四阿をもつ和風庭園も整備されていました。

建物は原爆の爆心地から北西約160メートルの至近距離にあり、熱線と爆風を浴びて大破、全焼しました。しかし、爆風が上方(爆発点高度約580メートル)からほとんど垂直に働いたため、ドーム中心部は奇跡的に倒壊を免れたと考えられています。「原爆ドーム」という呼び名は、建物の頂上天蓋の残骸が傘状になっている姿から「いつ、ころからともなく、市民の間から誰ということもなく自然に言い出された」といわれています。

[参考資料\(位置図\)](#)

[世界遺産一覧表記載推薦書](#)

<資料2>

負の遺産

ゴレ島(1978年、セネガル)、アウシュビッツ・ビルケナウ・ナチス・ドイツの強制・絶滅収容所(1940~45年)(1979年、ポーランド)ワルシャワ歴史地区(1980年、ポーランド)、ロベン島(1999年、南アフリカ)、バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群(2003年、アフガニスタン)

II 日本の世界遺産

日本の世界遺産（13件）

登録年	
1993年	法隆寺地域の仏教建造物 No 660 C(I) (ii) (iv) (vi)、 姫路城 No 661 C(I) (iv) 屋久島 No 662 N(ii) (iii)、白神山地 No 663 N(ii)、
1994年	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市） No 688 C(ii) (iv)
1995年	白川郷・五箇山の合掌造り集落 No 734 C(iv) (v)
1996年	広島平和記念碑（原爆ドーム） No 775 C(vi)、 厳島神社 No 776 C(I) (ii) (iv) (vi)
1998年	古都奈良の文化財 No 870 C(ii) (iii) (iv) (vi)
1999年	日光の社寺 No 913 C(I) (iv) (vi)
2000年	琉球王国のグスク及び関連遺跡群 No 972 C(ii) (iii) (vi)
2004年	紀伊山地の霊場と参詣道 No 1142 C(ii) (iii) (iv) (vi) CL
2005年	知床 No 1193 N (ii) (iv)
2007年	石見銀山遺跡とその文化的景観 No 1246 (ii) (iii)

日本の暫定リスト

遺産（暫定）名	所在地	暫定リスト登録年
彦根城	滋賀県	1995年9月1日
古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1995年9月1日
平泉の文化遺産	岩手県	2001年6月4日
小笠原諸島	東京都	2007年1月30日
富岡製糸場と絹産業遺産群－日本産業革命の原点－	群馬県	2007年1月30日
富士山	静岡県・山梨県	2007年1月30日
飛鳥・藤原－古代日本の宮都と遺跡群	奈良県	2007年1月30日
長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎県	2007年1月30日

文化遺産候補地の選定

- ◇ 「世界遺産条約の批准に伴い講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議」
- ◇ 1992年4月、文化庁が設置、10件の「暫定リスト」を世界遺産委員会に提出。同時に「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」を推薦。
- ◇ 「世界遺産条約特別委員会」
- ◇ 2000年9月22日、文化財保護審議会で設置。
- ◇ 世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる候補物件の選定等、世界遺産条約の実施に関して必要となる事項について調査審議を行う。
- ◇ 2006年9月15日、文化庁、文化審議会文化財分科会の下に世界文化遺産特別委員会を設置。

＜資料3＞

適切な保護措置と管理体制

- ◇ 推薦国が持ちうる限りの手段で全力を注いでいることを証明しなければならない。
- ◇ これには、適切な立法措置、人員確保、資金準備及び管理計画などが含まれる。

日本の文化財保護体制

文化財保護法以前

明治初年、太政官の「古器旧物保存方」布告、明治30（1897）「古社寺保存法」制定

大正 8 (1919) 「史蹟名勝天然記念物保存法」制定

昭和 4 (1929) 「国宝保存法」制定

昭和 8 (1933) 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」制定

文化財保護法

1949 年 (昭和 24) 法隆寺金堂壁画、焼失

1950 年 (昭和 25) 文化財保護法、制定公布

特色

1. 議員立法、 2. 「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」、「史蹟名勝天然記念物保存法」をも吸収＝歴史上または学術上価値あるものは、土地や植物、動物などをも文化財として保護することにした。 3. 無形文化財、埋蔵文化財、民俗資料を加えた。

文化財の種類

- (1) 有形文化財、(2) 無形文化財、(3) 民俗文化財、(4) 記念物、(5) 文化的景観
(6) 伝統的建造物群

有形文化財＝建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの、および考古資料ならびに学術上価値の高い歴史資料。

世界遺産＝建造物のみ 重要文化財→このうち特に重要なもの「国宝」

世界遺産となった建造物＝法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、古都京都の文化財、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺、琉球王国のグスク及び関連遺跡群（うち園比屋武御岳石門）

記念物

- ・ 1 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの＝「史跡」
 - ・ 2 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの＝「名勝」
 - ・ 3 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの＝「天然記念物」
- 特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定。

世界遺産となった史跡＝法隆寺地域の仏教建造物（東大寺境内など）＝史跡、厳島＝特別史跡、原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)＝史跡、琉球王国のグスク及び関連遺跡群＝首里城、王陵、斎場岳門、中城城、勝連城、座喜味城、今帰仁城＝史跡

世界遺産となった特別名勝＝厳島、識名園

世界遺産となった特別天然記念物＝春日山原始林 **古都保存法（1966年）**

- ・ 正式名称：「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律 1 号）
- ・ 現在、奈良市、京都市、鎌倉市、天理市、橿原(かしはら)市、桜井市、斑鳩(いかるが)町、明日香(あすか)村。目的：歴史的風土を保存するため、土地利用規制や施設整備を図る。
- ・ 土地利用規制のため、歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区の指定。

伝統的建造物群

- ・ 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。
- ・ 1975 (昭和 50) 年の文化財保護法の改正により発足。
- ・ 城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図る。
- ・ 市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、国はそこから価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導または助言をすることができる。
- ・ 世界遺産＝白川郷・五箇山の合掌造り集落

紀伊山地の霊場と参詣道

文化財保護法に基づき、史跡7件、史跡・名勝1件、名勝1件、名勝・天然記念物1件、天然記念物4件が指定されている。また、国宝4棟、重要文化財23棟の建造物が含まれている。

石見銀山遺跡とその文化的景観

重要文化財＝熊谷家住宅

史跡＝銀山柵内、代官所跡、矢滝城跡、矢筈城跡石見城跡、宮ノ前、羅漢寺五百羅漢、石見銀山街道鞆ヶ浦道、石見銀山街道温泉津・沖泊道、鞆ヶ浦、沖泊、

重要伝統的建造物群保存地区＝大森・銀山、温泉津

自然遺産登録への条件

自然遺産の登録基準、condition of integrity（完全性や原生度）、管理体制

自然遺産の保護・管理システム

- ・ 白神山地＝全てが国有林。平成2年に林野庁が設定した、森林生態系保護地域（保護林）と同一地域。環境庁が平成4年7月に指定した、自然環境保全地域は全て含まれる。
- ・ 屋久島＝森林生態系保護地域（保護林）や国立公園の特別地域

自然遺産候補地の選定

世界自然遺産候補地に関する検討会：2003年3月3日、環境省自然環境局内に設置。

<http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/index.html>

知床が遺産として登録されるまでの経過

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ssi/keika.htm>

年月日	項 目
2003.5.26	環境省が知床を世界自然遺産国内候補に選定（同時に、小笠原諸島、琉球諸島も選定）
2003.10.16	環境省・林野庁～知床を世界自然遺産として推進する方針を表明（希少種など多様な生態系、原生的な自然植生、流水世界最南端等の自然環境を評価）
2003.10.27	第1回知床世界遺産候補地 地域連絡会議開催（候補地管理計画の検討）
2003.11.16	環境大臣 現地視察（エコツーリズムモデル地区、ワシ保護増殖、遺産センター整備）
2003.12.15	第4回知床世界遺産候補地 地域連絡会議（候補地管理計画の作成）
2004.1.15	知床世界自然遺産候補地管理計画策定 ※知床が有する自然を将来にわたり適切に管理・保全するための計画）
2004.1.30	ユネスコの世界遺産センターに知床の世界自然遺産推薦書を提出
2004.2.4	行政・民間ガイド意見交換会～ガイド連携組織化、知床ガイドライン作成
2004.7.20 ～7.25	国際自然保護連合（IUCN）による現地調査及び候補地審査
2004.11.5	環境省～IUCN からの書簡に回答（1次）
2005.3.30	環境省～IUCN からの書簡に回答（2次）
2005.5.30	IUCN から世界遺産センターに評価報告書提出
2005.7	南アフリカ共和国・ダーバンで開催された第29回世界遺産委員会において、世界自然遺産としての登録が決定